平成２３年（フ）第８９５号
埼玉県川越市東田町７番地72
債務者　鈴木美枝子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５９８号
相模原市南区相模大野８丁目４番２号　ラ・メール301号
債務者　占部　貴子
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６０３号
相模原市南区相模台４丁目10番５号　コパーズアプト相模台103
債務者　福島　恵吏
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６２３号
神奈川県座間市ひばりが丘５丁目41番27号　フルハウス105号
債務者　伊藤　富夫
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６２４号
相模原市中央区横山４丁目１番22―407号
債務者　和田　修房
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６２９号
神奈川県座間市緑ケ丘６丁目18番２号　ジュネパレス座間第１―104号
債務者　明野比呂美
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６３１号
相模原市中央区田名3154番地
債務者　関根　　綾（旧姓赤岡）
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６３７号
相模原市中央区宮下本町２丁目32番18号　グリーンパレス田野倉101号
債務者　會下丈太郎
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１１号
相模原市中央区宮下本町２丁目32番18号　グリーンパレス田野倉101号
債務者　會下　光代
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１４号
京都市右京区太秦森ケ東町48番地14
債務者　谷澤小百合
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６５号
北海道登別市桜木町３丁目11番地１　吉岡ハイツ５―101、前住所北海道登別市若草町４丁目１番地17
債務者　ガラスショップクドウこと　工藤　隆
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第１７６０号
京都市北区大宮西小野堀町20番地　第２メゾン・ミソノ102号、申立時の住所京都市左京区浄土寺上南田町４番地
債務者　佐藤　雅子
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８１９号
京都府城陽市市辺小梨間71番地の７
債務者　小西美智子
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１号
北海道室蘭市東町１丁目19番５―106号
債務者　木葉　康夫
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第２号
北海道檜山郡江差町字新栄町142番地
債務者　北山　信夫
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２３年（フ）第１２６号
福島県大沼郡会津美里町字布才地419番地１布才地団地２号棟404号室、前住所福島県会津若松市慶山１丁目13番20号　パセオ１―102号
債務者　井手　　歩
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第１６６号
北海道登別市桜木町３丁目11番地１　吉岡ハイツ５―101、前住所北海道登別市若草町４丁目１番地17
債務者　工藤　正江
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係